

令和4年第9回農業委員会議事録

令和4年9月26日

下妻市農業委員会

令和4年第9回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和4年9月26日（月） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 第2庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 現況証明書の交付決定について

第5号 令和5年度 下妻市農業施策等に関する意見書について

第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業)

第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和4年度農用地利用配分計画（案）に対する意見について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
16番 稲川 広美	17番 木村 一巳	18番 森 槇雄
19番 中山 基		

出席職員次の通り

局長 塚越 剛 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 堤 大輔

(午後1時30分 開会)

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和4年第9回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は16番 稲川広美君、18番 森楨雄君の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、小島地内、畑、481㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、加養地内、2筆、畑、合計984㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が8月の報告第1号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第1号）

処理番号1号：京空委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、総上小学校から南へ約200mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。9月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話連絡を行いました。繋がらないため事務局において連絡し、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号：木村委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、市指定文化財 小島草庵跡から南東へ約300mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。9月15日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長 (会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長 (会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長 (塚越剛君)

2ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、宗道地内、畑、545㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。農地区区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局 (堤大輔君)

農地法に基づく農地区区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は2ページ、参考資料は、1ページ、2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区区分につきましては、鉄道の駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認を受けております。

なお、申請地面積が545㎡であり、自己住宅の基準面積の500㎡を超えておりますが、500㎡以下に分筆した場合、過小農地が残り、所有者及び隣接地の耕作者が耕作を希望しないことから、今回の申請面積となっておりますことを申し添えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 (会長 中山基君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号：小島委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり本店から西へ約10m

にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月21日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

3ページ並びに、参考資料の3ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、長塚地内、畑、1,339㎡、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、高道祖地内、畑、692㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、駐車場が不足するため、既存駐車場に隣接する申請地に駐車場を設けるものでございます。農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は3ページ、参考資料は、3ページ、4ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、再生可能エネルギー発電設備に

係る経済産業省の認定及び東京電力への電力受給契約は完了しております。

参考資料は、5ページ、6ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第3号）

処理番号1号：稲川委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻中学校から西へ約500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月21日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：飯村委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから南東へ約500mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。9月21日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人、賃貸人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

4ページをお開き願います。

議案第4号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1件の願出であります。非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、願出地、下妻地内、畑、289㎡、現地が山林であるため地目を変更したく願出されたものであります。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第4号）

処理番号1号：森委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、下妻簡易裁判所の南東に隣接し、山林化していました。9月17日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、令和5年度 下妻市農業施策等に関する意見書について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第5号別紙をご覧ください。

議案第5号、令和5年度 下妻市農業施策等に関する意見書につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない」、と規定されております。つきましては、市長に提出する「別紙、意見書（案）」を本日ご審議いただくものでございます。内容につきましては、海老澤補佐から説明いたさせます。

事務局（海老澤尚子君）

それでは、議案第5号「令和5年度下妻市農業施策等に関する意見書について」ご説明させていただきます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会が所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関等に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策等の改善について意見書を提出することと定められております。今回は、市に対し令和5年度の下妻市の農業施策やそれを裏付ける予算への反映に向けて、10月11日に市長への意見書提出を予定しております。本日は、その際に提出する意見書（案）を提示させていただいております。2枚目をお開きください。こちらが提出する意見書の表紙となっております。

続きまして、次のページをお開きください。左側のページで、農業の現状や農業委員会の活動業務について触れ、本意見書の意義と「農業委員会等に関する法律」に基づき提出することをお示し、次のページから各種施策の推進について意見を申し立てております。項目は6項目となります。

1項目から順にご説明いたします。

「1 担い手への農地利用の集積・集約化について」では、担い手である農業者が効率よく安定した農業経営を行うには、実質化された「人・農地プラン」を核に農地中間管理事業を推進し、農地の利用集積・集約化に繋げていくことが必要であります。そのため、農地中間管理制度を効果的に運用できるよう、そのメリットや活用方法について広く情報発信し、関係機関と更なる連携を図り、担い手への集積・集約化を推進していただきたいとの意見内容となっております。

「2 新規就農者・親元就農者等、後継者の育成について」では、担い手不足の対策の一つとして、後継者の確保が重要であるため、就農を目指す次世代の担い手育成を要望するものです。就農希望者と指導者とのマッチング支援を積極的に行うなど、新規就農者や親元就農者を地域で支えていく体制づくりを進めるとともに、就農にあたって耕作地や拠点の選定、販売ルートの確保など総合的な支援体制の整備を要望するものです。

「3 中・小規模農業者を支援する補助事業について」では、国や県の農業施策に対する補助事業は、大規模経営に向けた補助要件が強く打ち出されていることから、中・小規模農家は利用できない状況であります。本市は大規模農家だけでなく、中・小規模農家も共存しながら地域農業を維持していくことが重要な地域であるため、中・小規模農家に対しても、長期的な営農継続が可能となるよう、農業用施設や機械の導入、更新等を支援する補助事業の創設を要望するものです。

「4 農業地帯における安全な市道整備と地域資源の適切な保全管理について」では、農業の効率化が進む中、基盤整備がされていない地域では道路が狭いところが多く、通行に支障をきたすほか、

大型農耕車両の進入ができないことから農地の集積・集約化の推進が難しく、圃場や道路の荒廃に繋がる可能性が高い状況です。このことから、農業者が安全かつ効率的に農業経営を行えるように、拡幅も含めた市道整備と適切な管理を積極的に図っていただきたいこと。また、水路や道路等の地域資源の保全管理について、多面的機能支払交付金事業等を効果的に活用できるように地域への情報発信を行い、推進をお願いする意見内容となっております。

「5 新型コロナウイルス感染拡大や原油高騰の影響に伴う農業支援について」では、新型コロナウイルスの感染拡大や原油高騰の影響により、消費の落ち込みに伴う農産物の価格低迷、及び農業資材や燃料の高騰等が続いており、農業経営に大きな影響が出ております。これらに対して、国、県、市から各種の支援策が講じられているものの、収束が未だ見いだせない中、農業者への影響が益々拡大、長期化していることから、今後も経営安定に資する各種支援策の継続をお願いする意見内容となっております。

「6 農業委員会組織の充実について」では、農業を取り巻く環境が厳しくなったことに伴い、農業者の代表機関である農業委員会の活動についても、国から求められる役割が年々重責を担うものとなっております。また、それに伴う事務量の増加と事務内容の高度化に対応するため、専門知識を持った職員の育成・確保と事務局の機能の強化を要望する内容でございます。

以上、当該意見書の決定につきまして、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

ご意見がないようなので、お諮りいたします。

本案につきましては原案の通り意見書を提出することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の、表題より（案）を削除願います。

続いて、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第6号の別紙をご覧ください。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）につきましては、農地を貸したい地権者から、中間管理機構が借り受け、中間管理権の設定をするための農用地利用集積計画を定めるものでございます。内容につきましては、海老澤補佐から説明いたさせます。

事務局（海老澤尚子君）

それでは、議案第6号、令和4年度農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。

こちらは、公益社団法人 茨城県農林振興公社が実施する農地中間管理事業を活用した農用地利用集積計画でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項におきまして、「市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますので、本日議案として上程するものでございます。

それでは、お手元の議案第6号の資料をご覧ください。

3枚目を開き、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

今回、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する農地につきましては、田が154筆、438,532㎡、畑が130筆、157,790.88㎡、合計いたしますと、284筆、596,322.88㎡となり、貸し手は124名、借り手は茨城県農林振興公社で、今月末の公告を予定し、開始は12月1日となり、期間は10年間でございます。内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一覧をご覧ください。左から利用権設定者、利用権設定農用地、設定を受ける者、設定する利用権の内容となっております。以下19ページまで284筆ございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和4年度農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第7号の別紙をご覧ください。

議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和4年度農用地利用

配分計画（案）に対する意見については、中間管理機構より提出を求められた農用地利用配分計画（案）について、下妻市長より農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、海老澤補佐から説明いたさせます。

事務局（海老澤尚子君）

それでは、議案第7号、令和4年度農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項におきまして、「市町村等は、農地中間管理機構に農用地利用配分計画の案を作成し提出するよう求められた場合において、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」となっておりますので、本日、議案として上程したものでございます。

お手元の議案第7号の資料をご覧ください。

3枚目をお開きください。

農用地利用配分計画（案）総括表をご覧ください。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。

まず、表の上段でございますが、新規分につきましては、貸借期間が10年で、配分面積は田が154筆、438,532㎡、畑が130筆、157,790.88㎡、合計284筆、596,322.88㎡、地権者が124名、配分を受ける者が44名でございます。こちらにつきましては、議案第6号にてご承認いただいた公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得した農地を受け手に配分するものでございます。

続きまして、表の下段の再配分につきましては、受け手の変更に伴い、配分計画を変更するものでございます。貸借期間が5通りございまして、それぞれの内訳件数については、総括表のとおりとなっております。合計の配分面積は、田が7筆、13,043㎡、畑が2筆、2,089㎡、計9筆、15,132㎡で、地権者が9名、配分を受ける者は6名でございます。内容につきましては、次の1ページから24ページまでの農用地利用配分計画一覧の記載のとおりでございます。

なお、本配分計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、令和4年度農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

5ページをご覧ください。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回2件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、若柳地内、畑、404㎡、届出理由は、側溝整備工事に伴い、作業ヤード及び仮設資材置場として一時転用したく届出されたものであります。去る8月29日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、下木戸地内、畑、1,095㎡の内108㎡、届出理由は、排水路改修工事に伴い、仮設資材置場として一時転用したく届出されたものであります。去る9月5日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

6ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回1件の届出でございます、ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、今泉地内、田、1,391㎡で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る、9月5日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

7ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、7ページから19ページまで、55件ござ

いました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

(午後2時10分 議事終了)

議長(会長 中山基君)

皆さんから何かございましたらご発言願ひます。

(委員から市内に発生した違反転用農地の対応及び経過について報告説明の依頼有り)

(事務局より経過報告及び今後の指導方針について説明)

議長(会長 中山基君)

他に何かありませんか。

(発言なし)

議長(会長 中山基君)

以上を持ちまして、令和4年第9回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時24分 閉会)

議長 中山 基

署名委員 稲川 広美

署名委員 森 槇雄
